

第 36 回津地区合併協議会（法定）

会議録（要旨）

日 時 平成 17 年 3 月 24 日（木）午後 3 時 00 分～午後 4 時 5 分
場 所 津センターパレス 5 階 津市センターパレスホール
出席者 津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美杉村の各市町村長及び市町村議会の代表者、三重県津地方県民局長、鈴木秀昭委員、織田深雪委員、木下美佐子委員

1 開 会 事務局長あいさつ

2 会長あいさつ

皆さん一言ご挨拶を申し上げます。今日は 36 回の合併協議会になりました。今時分は、ほとんど 3 月議会を終えられたと思いますが、まだしていらっしゃる所もございますし、たいへんお忙しい時期だと思います。議会終えられまして、ほっとされましても新年度への人事とか、いろんなことが重なる気の抜けない時でございます。そんな時に協議会に時間を割いていただきました。お礼を申し上げたいと思います。それでは早速会議に入りたいと思いますが、今日は前回からの協議事項といたしまして協議会の予算でありますとか、事業計画に関する事項が 3 件、それから、もう少し皆さん方にお話をさせていただく具体的な形が遅れまして恐縮でございましたが、組織・機構の素案を説明を申し上げたいと思います。あくまでも、まだ、案に素がついている段階でございます。議案としてのご提出ではございません。今から、これをそれぞれの形でご審議をいただきまして、5 月か 6 月頃を目処に成案にしたいと思っております。こういった形が決まっていりませんと、まだ他の項目でも進められないものもございますので、順次にやっていかなきゃならんものの、順次でご相談を申し上げ、なるべく早く仕上げたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたしたいと思っております。それでは、ご挨拶はこのへんにいたしまして議事に入らせていただきます。

事務局長 ありがとうございます。それでは会議次第 3 に入ります前に協議会規約第 9 条第 2 項におきまして、会長は会議の議長となるとありますので、これより会議の進行を会長に移させていただきます。会長よろしく願いいたします。

会 長 それでは、協議会規約第 9 条第 2 項の規定によりまして、今日の会議の議長を務めさせていただきます。委員の皆様方には格別のご協力をお願い申し上げます。先ず今日の会議でございますが、委員の方 24 人皆さんご出席で規約第 9 条第 1 項の規定を満たしておりますので、先ずご報告を申し上げます。それから、例によりましてでございますが、会議録の署名をお願いをいたしたいと思っております。それでは香良洲町長の鈴木さん、お願いをいたします。それから一志町の議長さんの中川委員さん、お願いをいたします。それから 3 号委員さんから青木委員さん、お願いをいたします。

3 議 事

(1) 協議事項

- 議案第 15 号 平成 16 年度津地区合併協議会補正予算（第 2 号）について
- 議案第 16 号 平成 17 年度津地区合併協議会事業計画について
- 議案第 17 号 平成 17 年度津地区合併協議会予算について

会 長 お三方にお願いをいたしまして、今日の会議次第の3、本日の議事に入ります。前回の協議会で議案第15号が補正予算の第2号でございました。議案第16号が17年度の事業計画です、協議会の事業計画です。17号が協議会の予算でございます。この3つの議案をご説明を申し上げました。合併の日が明年の1月1日でございますので、その前日の12月31日までの9ヶ月の変則であります、合併協議会の事業計画、それから予算でございます。既にお話をしてありまして、またご議論いただいたことと思っておりますので、もう早速ご質疑とかご意見がございましたら、そこから入っていきたく思いますので、どうぞ所見がおありの方はご発表をください。どなたからでもどうぞ。それでは、一志の議長さんお願いします。

中川^雅委員 早速でございますが、事業計画についてご意見を申し述べたいと思います。昨年事業の進捗について、17年4月1日を目途に合併を進めていくんだということでお話があったにも係わらず、それが18年1月1日に変わったと、かなり時間的余裕があるかと思いますが、事業は先般も条例規則について、既に長引いているというような久居の議長さんからのお話がありましたように、いろんな事務事業の進め方が非常に遅れているんじゃないかと、私どもの方では、このままで果たして1月1日に合併のいろんな検討が具体的な今までの協議の中で、合併と同時に、あるいは3年以内にやるとか、それまでにやるというようなことが協議なされておりますけども、そういったことがたいへん遅れていくような気がいたします。是非とも早いとこ進めていただきたい。そういうことと、いろんな細部の詰めについては、まだまだいろいろ協議していかんなんことが多くございますし、今後協議会では、何回程度、どんなものをどうやるか具体的な案を示していただきたい、そういうことでございますが、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

会 長 今の一志の中川委員さんからお話がありました。確かに4月1日という案もございましたし、私どもが皆でこうしようと言ったのは1月1日でありました。その間、時間が少しございましたけれども、別に事務当局がそれでゆるんだ訳でございませんで、大事な時間を有効に作業を進めさせておるつもりであります。お話を伺っていて確かに早く進めること自体は時間がいくらあっても、先ほども申し上げましたけれども、早く素案なり、議案なり、いろんな形がありますけれども、とにかくお出しをして、そして、それぞれの段階でご議論をいただくと、その時間をなるべく、折角の1月1日という形に皆さんにご理解を得たんですから、その時間を十分に取って、そのためには早く、こんなふうに思っておりますけれども、具体的にというご質問もございましたので、少しそれでは、お話ができるのであれば事務局に具体的というところで、あんまり抽象的な部分はよろしいから、具体的なお話をしてください。

事務局長 事務事業の調整につきましては、1,800項目という形で協議していただきました。この中で合併までというところでの調整内容はございます。それを踏まえまして、今後、協議会で協議あるいは報告させていただく項目といたしましては、約200項目ぐらいを考えております。前回の協議会でも幹事長の方からも申し上げました通り、大体6月を目途に200項目ぐらいを出ささせていただいて、それで協議あるいは報告というような方向に持っていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

会 長 ということでございますが。

中川^雅委員 ありがとうございます。もうひとつ、自治基本条例や特別職の報酬等を検討委員会が計画をされているようでございますけども、これらはどんな組織、どんな形態で10月頃ということ以案がございませうけれども、私どもの方では市民による、そういった審議会のメンバーを市民による、一般の方々からそういった人を選出するのは専門家も含めて、あらゆる階層の人で協議をして欲しいと、そういうふうな要望がございました。是非とも、そういう形ではしていただきたいということと、長期的な財政運営を踏まえて、その人材については特別にご配慮いただきたいということでございます。それから新市の総合計画でございますが、昨年、各市町村ごとに代表的な事業という

ことで2つの事業について聴き取りがなされました。まちづくり計画を基本としてこれをいつ頃はっきりしていただけるのか。特例債をどのように用いてこれをやれるのかどうかというようなことについても是非ともお聞きしたいと思います。ひとつよろしくお聞きしたいと思います。

会 長 はい、基本条例と特別職の報酬等の検討のメンバーのご要請と、それから、もう1つは総合計画ですね。ご説明ください。

事務局 長 自治基本条例でございますけれども、まちづくり計画の中で、自治基本条例を検討するという形になっております。この中で協議会における自治基本条例の策定準備チームを考えておまして、これについては先進地の事例とか調査を行うということで、これも基本的な方針とか住民参加の方向で検討するというので、今年度は準備期間、そんな形を考えております。特別職の報酬の検討、これも、どのような形のメンバーにするか、過去いろいろ各市町村でやっていただいておりますメンバー、商工会議所とか農林関係、そんな部分になっておりますので、その辺を統一して協議会へ報告、説明させていただいて検討委員会をやっていきたい、このように考えております。2事業という形で当初、まちづくりの総合計画の中で、合併前の各市町村の総合計画等に位置付けされている事業は尊重するものとするということで、具体的なものにつきましては10市町村で協議をするという形で会長より提案承認してもらった経過があると思います。合併期日の変更とか、いろいろ状況の変化もありましたので、まだ現在協議を進めているところでございまして、協議が整いしだい速やかにお示しする、このように考えております。よろしくお聞きします。

会 長 どうぞ、中川さん。

中川 委員 特別職の検討委員会、それから自治基本条例の検討についても、検討委員会については来年1月に専決処分提案するというのでございまして、基本条例の制定については総合計画も同時に来年3月までずっと検討する訳でございますけれども、一体いつ、この議会に提案して、どのように示していかれる予定なんかお聞かせを願いたいと思います。

会 長 その議会とおっしゃるのは新しい市の議会ですね。新市の議会ですね。

事務局 長 自治基本条例につきましては、今年度は協議会事務局と各市町村の担当者で準備チームというのを作って、いろんな資料収集などをやっていくということで、新しい市になってから、そういう条例を作っていただいているということでありますので、それまでの準備としてやっていくということですので、新市になって初めての議会になるか、そのへんのところは、まだ未定だと思うのですが、今の段階では、そういう形で条例については、そんな形では作りませんので、その条例を作るためのいろんな資料収集、そういう形ですので、かちとした条例を作るというところまで、まだいきませんのでご理解いただきたいと思っております。

会 長 中川さん、これは新市の本当に一番大事な条例だと思います。だから、もちろん新しい市が発足するまでに作って専決とか、そんなものでもありませんし、僕が思うのは、新市が発足して50日以内に選挙がありますから、そこで新しい議員構成も決まってくるし、市長も決まってくる。それから、あと、通常新市が発足してから議会が始まってくると思うんですね。そういう中で提案をされていくのですから、だから、新市が発足してすぐの臨時議会を出るとか、大体のレベルとか、そんなものではないと思いますね。しばらく、これは大事に新市が発足しても議論をしていきませんと、あとでしまったなということになると思っておりますので、だから、そのための準備は協議会で、いろんなデータを集めたり、やっていきたい、こういうことです。

中川 委員 ありがとうございます。もうひとつ、ご質問したいと思うんですが、各市町村の本年度の予算については、大変ご苦労なされたと思っておりますし、どこの市町村も財政難で困って編成をされたのではないかなと感じた訳でございます。今新聞等で各市町村とも大変な状況であって、先に頂いた財政シュミレーション等も事情も変わってき

ておるのではないかと、そういうことで、この16年度の決算が出たら早急に新市の財政計画をお示しをいただけないだろうか、そのように思うのですが、いかがですやろ。

会 長 新市の財政計画ですか。

中川^雅委員 いいえ。今の現状の各市町村の財政事情をはっきり示したシュミレーションをしていただいて将来に向かって、新市に向かってどうやっていけるかというような示唆をしていただけるような資料があったらお願いしたいと思いますが。

会 長 わかりました。もちろん新市がスタートしていきますのには、どんな形の債権やら債務やら、いろんなものが引き継いでいかれるのか大事のことですので、当然16年度の決算がそれぞれで認定をされてまいりましたら、皆さんにお願いをして集めまして、きちんと分析をして、それぞれのデータにしていきたく思いますけれども、メンバーの中ですから、当然そういったものの資料もお配りしておきたいと思います。ただ、それがどうなるんでしょうね。16年度の決算、そんな見てうろろしてますと17年度になってしまいますからね。それと数字ですから、分析をよくしてご覧になっていただきますと、我々もそうですけれども、なかなか、それぞれの今までやってきた仕事の特徴といいますか、そんなものもありますので、なかなか出た数字を一概に判断できないところもあるのですけども、そういうところは是非事務局スタッフもまだ皆揃っておりますので、是非内容分析をしっかりと見ていただいて、それぞれの市町村での補正予算なり、予算執行の期間は、もう短こうございますけれども、お役に立てていただきたい、こんなふうに私は思います。

中川^雅委員 特に、その基金の残高等については明確に将来引き継いでいくのはどうなんだということをお聞かせいただきたいと思います。

会 長 はい、もう数字が決まってからお話するのもなんでございますが、なるべく皆さんには、私はいいい財政構造で引き継いでいけるようにご協力をお願いしたいと、今はこういうふうに申し上げたい。データはきちっとお示ししたいと思います。はい、ありがとうございます。他にいかがでございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。はい、どうぞ小田委員さん。

小田委員 ただ今、一志の議長さんから話してもらいまして、重複する点もあろうかと思えますけれども、この議案の第15号ですね。これにつきましては、了解するものでありますけれども、例規等につきましてご心配なさっている感がございましたように、その例規等については合併協議会で協議承認されたものだから、それぞれの団体はパスしていいんだということなのかどうか。それであれば私は困るなというふうに思っております。しかし、千幾つもあるものを一つ一つ、或いは途中で修正とかになってきたら、それはいろいろ問題になってくることは理解しておりますが、せめて協定書に載っておる事項については、それぞれの市町村で決めたことなのだから、最低限でもそれぐらいはパスすることがないようお願いできないかなということが1点です。というのは、こんなこと申し上げてなんですけれど、これは平成16年8月31日の合併協定書を作って、それから実際の11月8日の調印式までの間に大小100箇所ぐらい修正しておる訳ですね。これら全て協議なり、或いは調整内容が終わったとて、一番大事なところもこういうこともありますので、老婆心ながら思います。2つ目の議案でございますが、これは事業計画ですね。事業計画につきましても、前回もいろいろ申し上げておるんですけれど、しっかりした業務予定を作ってくださいよと。そのことなんですけど、一応事業計画となっておりますけれど、私どもの議会でイベントの計画じゃないかというような意見も出たのは事実でございます。特に事務事業関係が線を一本引っ張って終わっておるということで、一番大事な事務事業関係が細部調整確定次第順次公表ということで線が引っ張ってあるということだけでは、これでは訳がわからない訳なんです。それで、今これにつきましては事務事業関係について、もう少し事業別に分かりやすく表現できないものか、例えば、書く場所がなければ「別紙」という書き方があるんです。そして、それぞれの重要な事業別に何月までにはどれ

だけというふうにいける訳です。別紙として示していただければ、一本のすじで終わってしまうというものではないのではないかとこのように思うんですね。別紙、事業細部計画と。それによって、ここには、12月定例会とはっきり書かれて、最終と書かれておりますけれど、本当に12月定例会、12月でいいのか、事業計画の進捗により、11月にしないでいいのかということの問題もある訳ですね。12月で間に合うのかどうか、1月1日の合併で。そういうこと等を考えますと、やはり事務事業関係については、もう少し丁寧に示していただきたいなというふうに思う訳でございます。いろいろ発言してありましたんですけど、ここで発言をしても、なかなか幹事会の方で反映されていないような気がします、協議会の内容が幹事会の方で反映とされていないような感じもいたしますので、ひとつ、その辺も十分ご留意の上、対応をお願いしたいと思います。以上です。

会 長 特に事務局から、いいですか、ご答弁は。今のご所見でお話ししましょうか。
小田委員 何回も同じことを言うとので。
会 長 いいですか。
小田委員 もう少し反映していただきたいと。答弁できますか。
会 長 それでは、私がお話ししましょうか。反映とおっしゃることなんですけれども、私もいろいろこの場で議長ですから、だまっておった方がいいかもしれませんけれども、一方、会長ですので、少しかいつまんでお話をしておるんですけども。一番最初にお話がありました例規の問題というのは、こないだもいつかお話ししたように、基本的などうしていくという住民の皆さんに関係ある大きな事柄というのは当然個々の一つ一つの調整項目で決まっていて。例規の整備というのは、それを文章にしてと、こういうふうな形のものなんですよとお話をした訳なんです。だから、例規の所で議論するのは、もう一辺元へ戻っていくということはありませんよ。こういうことで、修正は何箇所かあるとおっしゃいましたけれども、当然事業から成案になっていくのは、ここで、いろいろ議論して修正していくのが当たり前です。それから、いろいろと久居市さんの議会にもそういうことがあるかなと思いますけれども、条例案とか規則とか、いろいろとしょっちゅう、てにおは等の修正をしたり、関係法令が変わってくれば、その整理をしておる訳です。そういうふうには条例・例規等の直し方というのは、結構そんな部分も多うございますけれども、しかし、私は基本的に住民の皆さん方に関係のある施策の内容としての事柄を、そういう例規を作る段階では直してはいけないというふうに思っておりますから、随分前からご心配になってみえますけれども、そんな段階で内容を変えようというふうには、私も思っておりません。中味に係わっていくことであれば、きっと、この場で、こういう内容で、というふうな議論の仕方がいいかな、こんなふうに思います。それから事業計画なんですけれども、これも17年度12月までの一つの事柄を、こういうような順序で、それぞれの順序で進んでいきますよ、というふうにお示ししてありますので、例えば、いろんな細かい事務事業の手続きをこれは10月、これは11月、これは12月というふうには、お示ししない方がかえって私はきちんと12月に間に合わせる段取りでいけると、こんなふうに思います。仮に12月と書かしていただいても、できれば10月でも、9月でも、前に飛ばしてやっていくということで、僕はそういう意味で、こここのところの横の線は、ここから、この間にこういう仕事をちゃんと仕上げますというふうには意思表示に思いますので、細かくとおっしゃいましたけれども、私は事業計画というのは、こういうような形でいいのではないかなと思います。それから、少し、口幅たいことを申し上げようですが、私もいろんな意見をお伺いをいたしまして、そして、事務局、幹事会に反映してということは、当協議会、私は決して、そのへんのルートがないがしろになっておるとは思いません。いろんなお伺いをいたしました意見で当然事務局が気が付かないものもありますし、それから、議論の中でやっぱりこうかというものもありますので、そういうところは真摯に、私は、この協議会の皆さんのご意見

を反映をさせていきたいと思うし、また、そのようなところをよく気を付けて、そして、また、お話のなかなか短い時間でのご発表ですので、市民が誤解するといけませんので、そういったものは、また、それぞれの団体から出ていらっしゃる専門委員さんなり幹事さんを通して、それぞれの委員さんの意見を伺う、こういうようなことを経てやっていきたいと思っておりますので、どうぞ、小田委員さん、その辺のところは、お出になっているメンバーの一つ一つの議論の持ち方をお励ましをいただいて、ご審議をしていただいでしかるべきかな、こんなふうに思います。

小田委員 今、会長の方からお話いただいたのですが、示す以上は分かるようにしていただきたい。担当者はわかっておっても我々分からなければ何もならない。分かるようにお示ししていただきたい。その計画ができなくてもいいんですよ。できなければ、できないという情報が入れば、それはそれでいい訳です。そう、頑なに考えることはない訳です。分かるような形で示しをしていただきたい。そういうふうに要望申し上げます。以上です。

会 長 はい、ありがとうございます。それでは、他の委員さん、いかがでございましょうか。この3つの議案につきまして、なおご意見がありましたら、お伺いをいたしますが。特に説明いたしてまいりました内容で、ご異議がございませんでしょうか。
(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは、個々に読み上げるのは省略いたしますが、15号、16号、17号の3件は提案どおりの内容で決定いたします。

4 新市の組織・機構について(素案)

会 長 それでは、本日の協議事項は以上でございますが、ご挨拶で申し上げましたように会議次第の「4 新市の組織・機構」について、素案でございますが、これを議題とさせていただきます。今まで組織・機構につきましては、随分といろいろな形で皆さんからのご意見もいただいております。それを、基本方針というのは合併協定書にも少し示させていただいておりますけれども、それに基づきまして骨格的なものを素案として取りまとめました。文章になっておりますので、事務局から一つ一つ説明をさせていただきますので、今日はそれをお聴き取りいただきたいと思っております。

事務局長 それでは、組織・機構について、素案でございますけれども、ご説明をいたします。組織・機構にかかわりましては、一昨年となりますけれども、平成15年12月の協議会におきまして、協議第49号「事務組織及び機構の取扱い」といたしまして、6つの調整方針が確認され、平成16年11月8日に締結されました合併協定書においても、その基本方針をお示ししております。その後、これを踏まえた組織・機構につきまして、協議会事務局を中心に、まずは骨格となります部分から作業を進め、素案を作成してまいりました。本日配布いたしました資料の位置付けは、その骨格的な部分の素案でございます。今後、この素案をもとに協議会委員の皆様をはじめ各市町村議会からご意見を頂きながら、順次具体的な内容の肉付け等につきましても作業を進めていきたいと考えております。また、これと並行いたしまして分掌事務や専決権限等の具体的な内容につきましても検討を行っていきたくて考えておりますので、よろしくお願いたします。それでは、説明に入らせていただきたいと思っております。先ほども申しましたように、今回ご説明させていただきます内容は本庁、支所の在り方を始め、市長部局以外の組織の在り方につきまして、他地域の事例や今後の政策課題、広域化に対応した合理的な行政サービスの在り方などをもとに、素案として取りまとめたもので骨格的な部分について、議論の基となるものとしてお示しさせていただいたものであります。資料の構成といたしましては、先ず、1ページから「市長の事務部局」についての「基本方針」、「本庁の組織と所掌事務」、「総合支所の組織と所掌事務」等に

ついでに基本的な考え方を、続きまして、9ページには「その他の組織」といたしまして水道局、消防本部等、10ページには収入役室、三重短期大学、11ページには議会事務局、教育委員会事務局、12ページには選挙管理委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局の基本的な考え方を、さらに、12ページに「その他」といたしまして庁舎等の有効活用、公共施設等の管理、新組織への移行等についての基本的な考え方を示しております。また、14ページ以降に、参考1組織体系概略図、参考2総合支所に係る組織体系概略図、参考3総合支所の組織（担当制における課長及び担当副参事）示しております。1ページに戻っていただきたいと思います。「1調整方針」といたしまして、先ほど申しました協議会での確認内容を掲載しております。(1)行政管理機能の本庁への集中と組織のフラット化を図ることにより、意思決定の明確化・迅速化と効率的な行政経営を目指します。(2)市民が行う身近な手続等の市民生活に密着したサービス機能については、旧行政区域に支所を設置することにより、市民の利便性の確保を目指します。(3)行政から提供する一部のサービスについては、効率性と迅速性の両立を図るため、その特性に応じた中規模の圏域を対象とする執行体制の確立を目指します。(4)組織の基本的な構成は、部の下に課を、課の下に担当を置くこととします。また、新市の執行体制は、変化する業務量や業務の困難度に応じて柔軟な職員配置を可能とする担当制を導入します。(5)現在の市町村の支所、出張所は、新市においても出張所として存続して活用します。(6)常に組織・機構及び運営を見直し、効率化に努め、規模の適正化を図ります。続きまして、「2市長の事務部局」をご覧ください。参考といたしまして14ページの組織体系概略図も併せてご覧いただきたいと思います。まず、(1)「基本方針」といたしまして、新市の組織・機構については、広域にわたる住民サービスの円滑化や事務の効率化、地域産業の振興等にも配慮することを基本に、5点整理しております。その中でアでは、合併協定書の調整方針に基づき、津市を除く合併関係市町村の各区域を所管区域とする9つの総合支所と中規模な圏域を所掌する組織として久居工事事務所を設置すること。イでは、本庁の組織は行政規模や新市の市役所の位置等から現在の津市の組織を基本に、13の部等を設置すること。ウでは、総合支所は、合併関係市町村の現在の庁舎を活用することとし、市民生活に密着したサービスを効率的・効果的に提供することができるよう業務量に対応した複数の課を設置すること。2ページのエでは、新市の事務全般に係る申請、届出等については、特定のものを除き、総合支所の窓口で取扱いができること。オでは、道路、下水道等の工事の実施（設計・積算・監督等）については、一部の工事（6ページ 2(2)ウ(イ)「建設工事の所管」を参照）を除き、津市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町及び香良洲町の区域は、本庁の所管部が所掌、久居市、一志町、白山町及び美杉村の区域は、久居工事事務所が所掌すること。続きまして、「(2)本庁の組織と所掌事務」をご覧ください。「基本的事項」の「(ア)部（室を含む。）の編成」では、本庁市長部局の13の部の構成につきまして、お示しをいたしております。ご説明いたしますと、市長公室、防災危機管理室、総務部、財務部、市民部、環境部、健康福祉部、商工観光部、農林水産部、競艇事業部、都市計画部、建設部、下水道部の13の部相当の組織を位置付けております。この中では、特に、広域的な防災危機管理体制の充実等を図るため、防災危機管理室を部相当の組織として設置するほか、各地域の特色ある産業の育成、地域資源を活かした観光振興、農林水産業の振興等によりきめ細やかな対応を目指すため、企業誘致部門を含めた産業労働部門につきましては、商工観光部と農林水産部の2部体制といたしております。また、本庁の課（所を含む。）及び室については、市民に分かりやすい組織を目指し、簡素で明確な名称を用いた課の設置を基本とする中で、特に市民とのかかわりの高い業務や重要な政策に係る業務については、「課」やその下部組織の「担当」などの明確な位置付けを行うとともに、課の業務のうち、特定の業務を分掌するようなもの、または期間を限って設置されるようなものなどについては、必要に応じて「課」に相当する「室」として位置付けて対応を図ることといた

しております。また、3ページ以降では、各部を構成いたします課等の構成や主な分掌事務につきましてお示しをいたしております。これらの部分につきましては、今後、具体的な部分の検討に併せまして、皆様からのご意見等を踏まえまして、必要に応じて更新を行っていくことになろうかと考えております。続きまして、6ページをお願いいたします。「ウ工事事務所」でございます。技術系職員を有効に活用し、工事の施工を効率的に推進するため、一定の規模までの道路、下水道、排水路、公園等に係る維持補修の建設工事の実施につきましては各総合支所において所掌することとしますが、それ以外の建設工事の実施（設計・積算・監督）につきましては、津市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町及び香良洲町の区域については本庁の所管部が、久居市、一志町、白山町及び美杉村の区域については、久居工事事務所において所掌することといたしております。続きまして、「(3)総合支所の組織と所掌事務」でございます。まず、総合支所の名称は各支所とも「津市 総合支所」()は地域名)として統一することとしております。7ページをご覧ください。支所長につきましては、原則として部長級の職員をもって対応することとして、必要に応じて支所長を補佐する副支所長を配置できることといたしております。次に、支所の組織でございますが、行政管理機能の本庁への集中によりスリム化を図る一方、市民サービスの実施に係る職員体制の確保を図ることとし、久居総合支所にあつては、現在の業務量等を勘案して、総務課、市民課、福祉課、生活課、環境課、産業課及び建設課の7課体制とし、その他の総合支所にあつては、総務課、市民福祉課、生活環境課及び産業建設課の4課体制としており、それぞれの課には、課の事務を分掌させるための担当を設置することとします。このほか、地域審議会や地域振興事業に係る企画及び調整等を図るため、総務課に地域振興室を設置するとともに、課長級の専決権限等を有する室長を配置し、円滑な事務の執行体制の確保を図ることといたしております。なお、上記(ウ)及び(エ)に定めるもののほか、各総合支所間の業務量などの格差に対しては、必要に応じて担当の増設や、特定の事務を分掌する課長級の専決権限等を有する担当副参事を配置するなど、担当制の活用により対応することといたしております。また、7ページ以降では、総合支所の各課の主な分掌事務につきましてお示ししておりますが、これらの部分につきましては、総合支所における住民サービスの確保を基本といたしますとともに、併せて円滑な事務を執行できる体制の確保を図ることといたしております。一例をご照会いたしますと、広報・広聴及び出張所の総括に関することや防災危機管理対策に関すること等につきましては総務課。戸籍、住民基本台帳及び転出入・転居や市県民税・固定資産税等に係る証明、介護保険に関すること等につきましては市民福祉課。自治会との連絡調整及び市民活動、人権、ごみ収集計画等につきましては、生活環境課。農林水産業及び商工業の振興、道路、公園、市営住宅等の維持管理等につきましては、産業建設課を位置付けております。なお、具体的な部分の検討に併せまして、必要に応じて更新を行っていくことになると考えております。次にウの総合支所長の専決権限等についてですが、(ア)では、地域に密着した住民生活関連、地域振興関連等の業務については、各総合支所において速やかに対応できるよう、総合支所長等において一定の権限を付与すること。(イ)では、新市の予算については、事業別予算を基本とし、各総合支所において地域の課題や要望を取りまとめた上で、本庁各々が作成する予算原案に反映させるシステムとすること。(ウ)では、地域の課題等に対応するため一定の予算を総合支所長において執行できること。(エ)では、一定の規模までの道路、下水道、排水路、公園等の維持補修の建設工事は、当該総合支所において各支所長等の判断の下に速やかに対応できることとしております。続きまして、9ページをご覧ください。「3 その他の組織」といたしまして、水道局、消防本部、収入役室、三重短期大学、議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局につきまして、基本的な考え方をそれぞれお示しいたしております。まず、9ページの(1)水道局につきましては、水道総務課、営業課、工務

課、浄水課の4課を設置するとともに、給配水管、浄水施設など各施設の効率的な維持管理を目的として安芸水道事業所、一志水道事業所を設置し、一志水道事業所には美杉分室を設置することといたしております。新市の水道事業に係る運営につきましては、合併協議における調整の中で、できる限り電話又は総合支所の窓口において用件を満たすことができるよう調整を図っております。その結果、直接的に市民が水道局を利用する機会が少ないこともあり、基本的には本局（旧津市水道局）において機能の一元化を図っていくことができると考えております。しかしながら、市内給配水管、浄水施設など各施設の維持管理については、施設数のバランスや維持管理に係る距離的・時間的な面から、地域割りをするほうがより効率的な運営が図れることから、水道事業所を設置することといたしております。なお、水道事業に係る市民からの相談等の窓口につきましては久居総合支所にあつては生活課、その他の総合支所にあつては生活環境課で相談や受付を行い、適宜、担当所管への連絡調整を行い対応することといたします。次に、(2)消防本部等につきましては、消防本部に消防総務課、予防課、消防救急課、通信指令課の4課のほか、消防署は4消防署、6分署及び4分遣所体制としております。11ページの、(5)議会事務局の組織につきましては、これから議論していただくための素案として作成いたしました。今後、議会の政策立案機能、行政監視機能の充実という観点から、各市町村議会で議論をしていただき、最終案をまとめていただきたいと思います。また、(6)の教育委員会事務局では、教育委員会事務局には教育総務課、学校教育課、教育研究支援課、人権教育課、生涯学習スポーツ課及び文化課の6課を設置するとともに、出先機関として、津市を除く合併関係市町村の区域をそれぞれ所管区域とする9つの教育事務所を設置し、当該区域に係る就学事務、生涯学習等の事務を分掌することといたしております。なお、教育事務所名称につきましては、「津市教育委員会事務局 教育事務所」()は地域名)とすることといたしております。12ページをご覧くださいと思います。「4その他」といたしまして、(1)庁舎等の有効活用、(2)公共施設等の管理、(3)新組織への移行等についての考え方をお示ししております。また、14ページ以降では、参考といたしまして、参考1の組織体系概略図、参考2の総合支所に係る組織体系概略図、参考3の総合支所の組織(担当制における課長及び担当副参事)をお示ししております。以上で、資料の概括的な説明を終わらせていただきます。さて、今後でございますが、最初にご説明いたしましたように、今回の資料は協議項目に基づき骨格的な部分から組み立てを行ったものです。したがって、各課、各担当の詳細な分掌事務、専決権限等につきましては、協議会事務局に組織・機構等検討チームを設置いたしまして作業を進めてまいりたいと思います。その進捗に併せまして、協議会の皆様にも順次お示しいたしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。また、今回の素案に対するご意見等を次回の協議会で頂戴して、その後の協議会で修正案の提案、さらに修正案に対するご意見を頂戴するなどの作業を経まして、6月の協議会を目途に組織・機構の骨格的な部分を固めて参りたい、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

会 長 それでは、皆さんご質問がありましたらどうぞ。ちょっと、ざっと説明しましたので、また、ゆっくりとご熟読いただきまして、ご審議いただきたいと思います。それでは、今度の日程等について事務局からご説明を申し上げます。

5 次回の協議会(第37回)について

事務局長から次回の協議会について報告

日 時 平成17年4月14日(木)午後1時30分

場 所 津市役所 8階 大会議室

会 長 それでいいですか、他に何かあったら一緒にお話して、いいですね。他、何かございましたら、事務局はこれでないそうですので。はい、どうぞ。

永田委員 すいません、事業計画の中で申し上げた方がええんかなと悩んでおったんですけれども、あえて、その他の方で一つ要望としてお願い申し上げたい、というのは、冒頭の一志の議長さんからのお話の中に、ちらっと出ておりました特例債のことにつきまして、私どもいつも議会で、そういったことが議論されておる訳なんです。どうなっとなのやということで議論される訳です。以前にも、この協議会で私も、そういったことについて明確にしてくださいというようなことはご要望として出したつもりであります。そういったところにつきまして、やはり我々周辺にあるものについては、そういったものを使っていただいて、周辺が寂れていくというようなことの解消という意味からも、そういったものを是非とも明確にして欲しいなというようなことを議会があるごとに、そういったことを議論が出てまいりますので、会長さん、これはお願いとして是非とも、これはご検討いただきたいなということだけをお願い申し上げます。今、事務局の説明の中にもありました「まちづくり計画」また、それについては、市町村の現在の総合計画を尊重していくんだというようなこともありまして、そういったことを含めると、やはり財源というものも必要になってくるのではないかな、このように思います。そういった意味からも是非この、会長さんは新しい市長に託すんだというようなことで、前はそういったことでしたけれども、我々美里村とすると、是非今のうちにそういったことで安心して、それなら安心だなと言えるような形で新しい市に移っていきたいというのが、我々うちの村の要望ですので、是非お願い申し上げます。

会 長 分かりました。永田さんのお話伺ってしまして、この間からもずっと申し上げていきますけれども、基本的にはご理解いただいていると思いますけれども、特例債はずっと、それから後の国の議論なんかを見ておりますけれども、大変になってきたとはいえ、特例債云々という議論は出ておりませんし、こないだの予算委員会等でも地域の代表の代議士さんあたりから、そういうお話をを出していただいておりますので大丈夫、逃げてはいかんと、こう思います。それで、今も永田委員のお話にありましたけれども、それぞれの市町村が今まで持っておりました総合計画というか名前はいろいろでしようけれども、その地域にこういった仕事をしていこうというのは、それぞれの議会で十分議論されて、まとまってきたものだと思います。新市で、これから基本的な総合計画をやりますが、これも、また、新市の議会できちっとまとめていくものだと思います。ただ、協議会で作っていくのは議会というものを通していない訳です。けれども、皆さんがそれぞれの代表である首長さんと議長さんがお出になっていただいて、そして議論していくんですから、かなり、僕は準ずるものだと思っているんですけれども、物事を決めていく過程として議会議決をということでは、ちょっと、やっぱり、そういうところで、こんな大事な方向を決めてしまったという声にちゃんと答えるためのものでなきゃいけないなと思っている訳です。だから、2個ずつ、こういう事業が、それぞれの基本計画の中に、それぞれの地域で大事なものありますよ、こういうふうに出していただいて、そして、ご覧になっていただいて皆並べてみますと、あんとこ、そんなんが大事やったら、おれんとこ、もっとそれ以上のものがあるわとか、いろんなのが出てくる訳ですね。だから、あんまり順序をつけて、これは、これは、これは×とか、なかなか、それぞれの整理がし難いというのが今の我々が大事に思っている事業だと思います。それから、一つの事業にも、事業名がぱっと出ていて、何とか学校の整備という、これは整備の仕方にもよりますけれども、お金もそんな大きくいらなんでしょう、何億があったらできるでしょう。でも、もっとでっかいやつがあるんですね。そういうものと、何十億かかるという大きなものですので、それとこれとは一緒にならんとか、いろいろございますので、確かに議長おしゃったように、そんな言い回しでは新市が発足してから、例えば美里さんの事業が

どうなるのかというご心配は、それはあると思いますし、形式論だけで言えば新市の議会で美里はこうだと、どうぞ主張くださいと言うんですけど、これは止めときまず、形式論ですから。それは美里出身の議員さんがご議論なさるだけではなく、新市の38人の方が、やっぱり自分の出身はなんとか町であれ、なんとか村のために、なんとか村の出身であってもなんとか市の仕事ということですね。そのために僕はちゃんと英知を持ってやっていただくということに期待をしておりますがね。だからこそ、今まで言われましたけれど、新市の議会、新市の議会というのは、そういうことを言っている訳です。だけど運び方としては少し全体の特徴は今の、そういう折角の整備としていただいて、いろいろある中で、わが町は、わが村は、こういうのが一番大事だというふうにやっていただいたんですから、それが、まあ、恐れながら、我々全部並べてみて、お前とはこうなんかと、おれとはこうなんだと、こういうのを新市の計画の中に引き継いでいってもらえるように、ちゃんとした意思決定をしていこうと、こうなってくると思いますので、ただ、その中の議論では黒川さんにお出ましいただく、こういうことになるとは思います。そういう段階で、いっぺん作業をさせていただきます。おっしゃっている意味は、心配だというのは、よく分かりますし、私も決して大きい所の思っただけで物事とは思っておりませんので、せっかく合併をした目的というのは、そんなところにあると思いますので、どうぞ、またご注意いただきまして、やり方は見ていただければと思います。よろしゅうございませうか。特に他にどなたかございませうでしたら、はいどうぞ。

小田委員　ちょっと気がかりなことがございますが、誤解がないよう、私の申し上げますのは、18年1月1日に10の市町村の統合を経て一つの市として、より良い発展を願って申し上げる訳なんです。最近、ちょっと、私も当惑しておりますことなんです。皆さんご承知のように新聞紙上で市町村職員の退職手当組合について記事が載っております。それを見まして、私はおかしいなと。これについては、新市においては合併協定書において、当該事務組合に加入するか否か合併までに検討するというふうになっておるんだけれど、あたかも、それを飛び越えて出口の話が早計になされておるということになっておりますので、その点については、いかがなものかなというふうに思う訳でございます。それなりの立場の方がそういう発言をされているということは非常に影響もありますし、読者に対する先入観をもたらすということもありますので、こういうことについては10の市町村が協議をして合意した協定書の範囲内にとどめていただくようなご発言内容をしていただくように、今後のために、お願いをいたしたいなというふうに思う訳でございます。これは誰という訳ではございませんけれども、今後も協定書の範囲内でお願いしたい。以上でございます。

会　長　他にいかがでございませうか。それでは、今度は4月14日に今日お渡ししました組織・機構につきましても、ご協議をお願いしたいと思います。ここで終わりではないね、14日で。1回目でございますので、どうぞ、そのつもりで、よろしく願います。今日はどうもありがとうございました。お忙しいところ本当に恐縮でございます。

平成 17 年 4 月 2 7 日

署名委員 1号委員 香良洲町長

印

2号委員 一志町議会議長

印

3号委員 三重県津地方県民局長

印

会議録署名者に確認の結果、正本に署名・捺印をいただきました。